

(4) 防災ヘリポート

防災公園しろいしに設置するヘリポートは、「地方航空局における場外離着陸許可の事務処理基準」(以下「処理基準」という。)に基づき、処理基準(Ⅱ)設置基準の1(1)b(a)ウの「災害時において緊急輸送等に使用する離着陸場」に準じ規模及び配置を決定した。

離着陸地帯等の基準

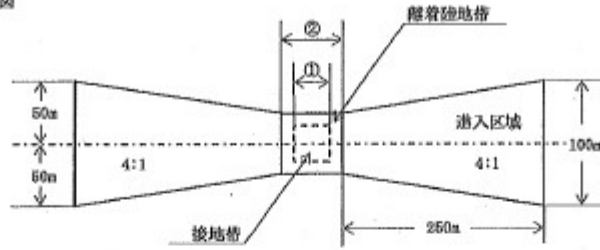
処理基準(Ⅱ)設置基準の1(1)b(a)ウ

離着陸地帯	位置及び方向	原則として地上に設定する。 ただし、周囲の環境条件によりやむを得ない場合は15メートルの高さを限度とする別図8の仮想離着陸地帯を設定することが出来る。
	長さ及び幅	長さ及び幅は、使用機の全長に20メートルを加えた値以上とする。ただし、全長が20メートル以上の使用機については全長の2倍以上とする。
	表面	接地帯を除き、約30cm程度の高さを限度として出来るだけ平坦であること。
	接地帯	長さ及び幅は、使用機の全長以上であること。 表面は十分に平坦であり、最大縦断こう配及び最大横断こう配は5%であること。 使用機の運航に十分耐える強度を有するものであること。
進入区域及び進入表面	進入区域及び進入表面は、原則として別図8のとおりとする。ただし、進入経路と出発経路が同一方向に設定できない場合は、進入方向交差角を90度以上とすることができる。進入表面のこう配は4分の1以下とし、同表面の上に出る高さの物件がないこと。	
転移表面	—	
その他	仮想離着陸地帯を設定した場合には夜間の使用は不可	

別図 8

回転翼航空機の場合の進入区域、進入表面、仮想離着陸地帯の陸図  
(防具対応離着陸上(II)1(1)h(a)ウ)

① 平面図



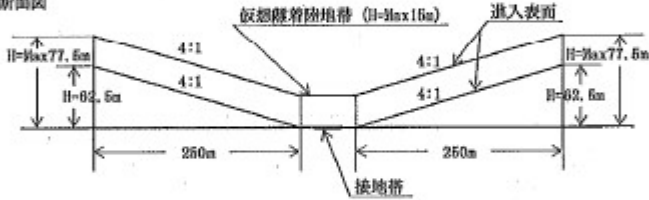
① 接地帯：長さ及び幅は使用機の全長以上の長さとする。

② 離着陸地帯：長さ及び幅は使用機の全長に 20m 以上を加えた長さとする。

\* 全長が 20m を越す機材については全長の 2 倍以上の長さとする。

\* 離着陸地帯は原則として地上に設定する。但し、周囲環境により地上に設定できない場合、障害物の程度により「仮想離着陸地帯」として 15m までの高さを限度に離着陸地帯の上空に設定することができる。

② 進入表面断面図



③ 転移表面断面図



④ 立面図

